

# 一般財団法人 滋賀県社会保険協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人滋賀県社会保険協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康保険及び厚生年金保険等の被保険者（被保険者であった者を含む。）及び被扶養者並びに国民年金の被保険者（被保険者であった者を含む。）（以下「被保険者等」という。）の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及及び事業の円滑なる運営に資することをもって目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 被保険者等の健康保持増進上必要とする事業
- (2) 社会保険の普及発展に資する事業及び研究
- (3) 社会保険の円滑なる運営を図るため必要とする事業
- (4) その他目的達成のため必要と認める事業

## 第3章 会 員

第5条 この法人の会員は、滋賀県内に事業所を有し、健康保険及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主であって、この法人の目的に賛同して入会した者をもって構成する。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。
- 3 会員は、別に定める退会届を提出して退会することができる。
- 4 会員は、本会の経費に要する会費を負担しなければならない。
- 5 会費の徴収については別に定める基準によるものとする。

## 第4章 資産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び通常財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 通常財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算書)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第5章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。

## 第6章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員のうちからその都度互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員から選任された議事録署名人 2 名及び議長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 2 名を副会長とし、会長及び副会長以外の理事うち 1 名を常務理事とする。

4 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎年事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第8章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 事務局

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置き、事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(清算に伴う贈与)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日までを事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、曾我部 輝雄とする。

## 一般財団法人滋賀県社会保険協会 会費徴収規程

第1条 この法人の会員は、別表の基準により毎事業年度に1回会費を納付するものとする。年度中途に新規加入した場合といえども前項により納付するものとする。

第2条 会費は、毎年6月末日までに納付するものとする。

第3条 既納の会費は、理由の如何に拘わらずこれを返戻しない。

### 附 則

この規程は、一般財団法人滋賀県社会保険協会の設立の登記の日から施行する。

別 表 社会保険協会会費負担基準

人 員	年 額	人 員	年 額
1人～ 4人	3,000円	300人～ 499人	15,000円
5人～ 9人	3,500円	500人～ 999人	22,000円
10人～ 19人	5,000円	1,000人～1,499人	28,000円
20人～ 29人	5,500円	1,500人～1,999人	38,000円
30人～ 49人	6,500円	2,000人～4,999人	55,000円
50人～ 99人	9,000円	5,000人～	75,000円
100人～ 299人	12,000円		